

【県民の皆様へ】引き続き、感染防止対策への取組みをお願いします。

県民、事業者の皆様のご理解、ご協力により、5月14日、福岡県に対する緊急事態宣言が解除されましたが、5月23日以降、北九州市の感染者が増加している状況です。これまでの努力が水泡に帰すことがないよう、感染の拡大を食い止めながら、社会経済活動のレベルを上げていく必要があります。

県民一人一人が、自分、家族、社会を守る行動をとっていく必要があります。県民、事業者の皆様に対して、次の取組みをお願いします。

#### <外出の自粛>

- ・6月1日以降、不要不急の外出要請を解除する。都道府県をまたぐ帰省や旅行も可能となるが、6月18日まで、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動は慎重に対応すること。
- ・県内の他の地域への移動は、当該地域の感染状況を踏まえ、慎重に対応すること。
- ・北九州市民は、当分の間、県内外への不要不急の外出を控えること。
- ・外出の際には、各人による感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出を避けること。

#### <新しい生活様式の実践>

感染防止の3つの基本である(1)「身体的距離の確保」、(2)「マスクの着用」、(3)「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること。

※「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面でなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-new-customs.html>

#### <催物(イベント等)の開催>

- ・催物の開催にあたっては、以下を目安として、徹底的な感染防止策を講じて開催すること。

##### 【～6月18日】

屋内:100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:200人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

##### 【6月19日～7月9日】

屋内:1000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:1000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

##### 【7月10日～7月31日】

屋内:5000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:5000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

##### 【8月1日～】

屋内:収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

- ・全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(スポーツの試合等)については、6月19日以降、ま

ずは無観客で開催し、7月10日以降は上記の要件に基づき開催すること。

- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。なお、8月1日以降については開催も可能とするが、人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)すること
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能とする。
- ・リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと。
- ・北九州市内における催物(イベント等)については、6月18日まで開催を自粛すること。

#### <施設の休業等>

- ・6月1日以降、休業要請は解除する。
- ・北九州市内に所在する施設のうち、これまで国内においてクラスターが発生し、特に感染リスクの高い接待を伴う飲食店(接待を伴う飲食店は、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等の名称にかかわらず、客の接待を伴うものが対象)、ライブハウスについては、6月18日まで、休業について協力を要請する。
- ・すべての施設について、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策を確実に講ずること。
- ・国内においてクラスターが発生した施設については、厳重な感染防止策を講ずること。

#### <職場への出勤等>

在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること。

#### <医療機関等への相談>

以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-6>

#### ■福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間受付)

TEL:092-643-3288 FAX:092-643-3697

#### ■県民の皆様向けの支援・相談窓口

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-support-individual.html>

#### ■事業者の皆様向けの支援・相談窓口

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-support-corporation.html>

#### ■福岡県の「新型コロナウイルス感染症」についての情報はポータルページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>